## 障がい者の地域生活支援研修 事後課題について

## 事後課題について

本研修は認定社会福祉士認証・認定機構から認証された研修です。本研修を修了するためには、全ての研修プログラムを修了し、事後課題をご提出の上、研修の講師及び補助者によるレポート評価および合格が必要となりますので、忘れずにご提出ください。

事後課題の内容は、下記のとおりです。

事後課題 ●-----

設問:今後の取り組みと課題について次の①~③の点についてそれぞれ記入してください。 ①利用者との向き合い方

- ②自立支援協議会との関わりや障害者差別解消法の啓発を踏まえた、地域に対するアクションの考え方
- ③自身のソーシャルワーカーとしての姿勢

## 

- 1. 事後課題の文字数は1,200字から1,600字以内とします。句読点等も文字数として換算しますが、空白欄は文字数として換算しません。
- 2. 事後課題の書式は所定の「事後課題用紙」をご使用ください。なお、この書式は本会ホームページに掲載しています。
  - ○北海道社会福祉士会 IP (http://www.hokkaido-csw.or.jp/) →研修情報からダウンロードできます。



- 3. 提出いただく事後課題用紙には必ず必要事項(受講番号、氏名)を記入(入力)してください。必要事項をwordで入力いただく際は、ヘッダー欄に入力いただくため、入力いただく箇所の上でダブルクリックしてから入力してください。
- 4. 上記の書式にて提出が難しい場合には、事務局までご連絡ください。

---● 事後課題の提出方法 ●-----

◆提出方法は郵送のみとなります。 **必ず期日内に提出してください。 提出期日を過ぎたものは受付できませんのでご注意ください。** 

- ◆<mark>提出期日:2020年 9月28日(月)消印有効</mark>
- ◆提出先 〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7 4階 公益社団法人 北海道社会福祉士会 事務局 宛
- ◆修了評価

事後課題は、研修の講師及び補助者によって修了評価を行います。事後課題が評価基準を満たしている場合、修了となり修了証を発行します。修了証の発行は 2020 年 10 月中を予定しています。